

建設業許可申請の手引 変更

令和 8 年 度

東京都知事許可の新規・業種追加・更新・変更に関する書類の受付

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
都庁第二本庁舎 3 階南側

東京都都市整備局市街地建築部建設業課 （代表）03-5321-1111

【受付時間】

（申請） 午前 9：00～午後 4：00

（届出） 午前 9：00～午後 5：00

- ※ 新規申請や更新申請等、手数料の納入が必要な申請については、
午後 4 時までに発券機で番号札を発券する必要があります。
午後 4 時以降に発券した場合は入金を行うことができず、
受け付けられませんので御注意ください（再来含む。）。
- ※ 正午～午後 1：00 の間は人員を減らしての対応となります。

申請内容に関する御相談について、下記にお問い合わせいただけます。

◆相談コーナー （代表）03-5321-1111（内線）30-657, 658, 659

【時間】 午前 9：30～11：30

午後 1：00～ 4：30

 東京都都市整備局市街地建築部建設業課

は　　じ　　め　　に

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類の不備がある場合は受付できません。また、申請が受け付けられた後に重要な誤りが判明するなどして申請を取り下げる場合、手数料は返却できません。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますので注意してください。

ご　　注　　意

- 令和2年10月1日に、建設業法及び建設業法施行規則等が改正されました。社会保険の加入が許可の要件となり、「経營業務の管理責任者」に関する要件が変わり、許可の承継及び相続に関する認可制度が新設されました。また、令和3年1月1日の建設業法施行規則等の改正により、申請書類への押印が見直されています。

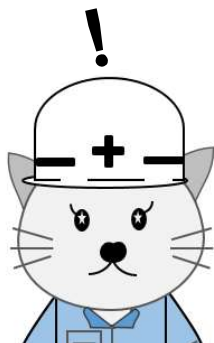
さらに、令和5年7月1日の建設業法施行規則等の改正により、一般建設業許可の営業所専任技術者要件が緩和されています。

- 申請手続の代理については、法律で行政書士又は弁護士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。書類提出の際、身分証明書の提示を求める場合があります。

- この手引は、国土交通省の「建設業許可事務ガイドライン」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」を基にまとめています。適宜参考にしてください。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

- 提出資料に個人番号、保険者番号、記号等が記載されている場合はマスキング等の処理を行ったうえで提出してください。（P58及びP65参照）
- 審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げになるような行為があった場合は、直ちに審査を中止し退席していただくことがあります。マナー向上にご協力をお願いします。

Q**建設業の許可って、どんな時に必要なの？**

- ❗ **建設業を営もうとする者は**
 軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、
 建設業の許可を受ける必要があります。
 また、許可を受けるためには、各種要件を満たす必要が
 ありますので、御注意ください。



- ❗ **下請に出す場合の契約金額に応じて、**
一般建設業許可と特定建設業許可の区分があります。

Q**許可申請って、どんな種類があるの？**

- ❗ **許可申請には**
 ○新規 ○許可換え新規 ○般・特新規 ○業種追加
 ○更新 等があります。

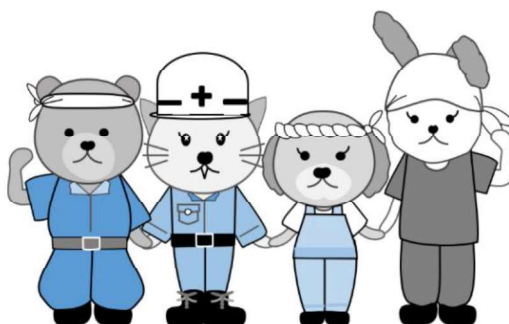
許可の有効期間は **5** 年だよ



- ❗ **申請するときは**
 申請書類の様式と各種証明資料の提出も必要です！

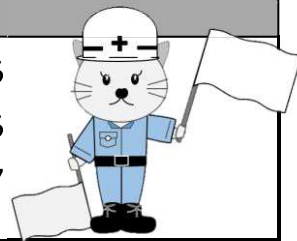
Q**許可を受けた後に
申請内容に変更が生じた時はどうしたらいいの？**

- ❗ **速やかに**
 変更届を提出する必要があります。
 変更届が提出されていないと、更新申請等、
 他の申請手続を行えませんので御注意ください。



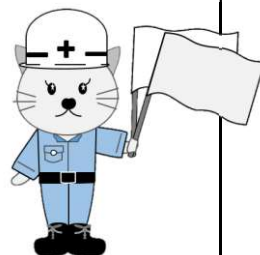
I 建設業許可の制度

1	建設業法の目的	P 1	4	建設業の許可区分	P 6
2	建設業の許可と種類	P 1	5	許可の有効期間	P 6
3	営業所の要件	P 5	6	建設業許可の基準	P 7



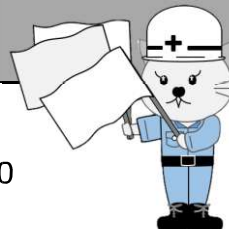
II 建設業許可の申請

1	許可申請の手続	P11	8	コード番号表	P76
2	建設業許可・経営事項 審査電子申請システム	P18	9	技術者の資格 (指定学科)表	P77
3	郵送受付	P19	10	技術者の資格(資格・ 免許及びコード番号)表	P78
4	許可申請書、添付書類 及び確認資料一覧	P20	11	登録基幹技能者	P80
5	提出書類のとじ方	P22	12	解体工事業	P81
6	申請書類記入例	P26	13	技術者要件の見直し	P82
7	確認資料等	P54	14	国家資格等の問合せ先	P83



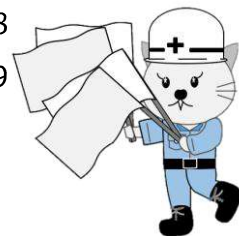
III 変更届、廃業届

1	概要	P85	3	変更届記入例	P94
2	変更届、廃業届の提出	P86	4	廃業等の届出	P110



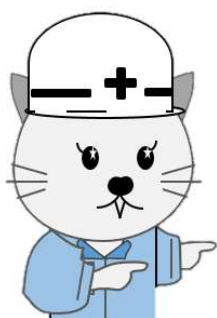
IV 事業承継等に係る認可の制度

1	事業承継・相続	P112	4	認可申請書類の並べ方	P118
2	認可申請の手続	P112	5	認可申請書記入例	P119
3	認可申請書、添付書類 及び確認資料一覧	P116			



困ったときは…？

よくあるご質問については、都市整備局ホームページで
チャットボットがお答えします。



ご質問にチャットボットが
お答えします

